

## 理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなる会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

### (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬)

第2条 理事が理事会に、評議員が評議員会に、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会にそれぞれ出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

2 交通費は、実費を支給することができるものとする。

### (監事の報酬)

第3条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

3 交通費は、実費を支給できるものとする。

### (理事長、理事及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

5 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

### (適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

平成 27 年 1 月 1 日より施行する。

附則 2

平成 29 年 4 月 1 日より改正施行する。

附則 3

令和元年 5 月 1 日より改正施行する。

附則 4

令和 5 年 5 月 1 日より改正施行する。

別表 1(日額)

名 称	報 酬(※)
理事会出席報酬	5,000 円
評議員会出席報酬	5,000 円
評議員・選任解任委員会出席報酬	5,000 円

※ 上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表 2(日額)

名 称	報 酬(※)
監事監査指導報酬	10,000 円

※ 上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表 3(日額)

名 称	報 酬(※)	備 考
理事長業務報酬	30,000 円	
理事及び評議員業務報酬	30,000 円	

※ 上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。